

平成25年第1回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成25年3月6日（水曜日）午前10時30分開会

定例議会の告示

八千代町告示第8号

平成25年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年3月1日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成25年3月6日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	水垣 正弘君	副議長（8番）	大久保 武君
1番	国府田利明君	2番	大里 岳史君
3番	廣瀬 賢一君	4番	上野 政男君
5番	中山 勝三君	6番	生井 和巳君
7番	相沢 政信君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	小竹 貞男君

秘書課長	風見 好信君	総務課長	飯島 英男君
企画財政課長	斉藤 実君	税務課長	青木 良夫君
町民課長	横島 広司君	福祉保健課長	生井 勝巳君
生活環境課長	岡田 昭夫君	産業振興課長	浜名 進君
都市建設課長	上野 真一君	上下水道課長	幸田 裕之君
農業委員会 事務局長	秋葉三佐男君	教育次長兼 学校教育課長	水書 正義君
公民館長兼 生涯学習課長	鈴木 一男君	給食センター 所長	片平 博君
総務課参事	鈴木 忠君	企画財政課 参事	青木 喜栄君

議会事務局の出席者

議会事務局長	埴 陽一	主 査	小林 由実
主 任	外山 勝也		

議長（水垣正弘君） 公私ご多用中のところご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る2月14日、茨城県町村議会議長会から宮本直志議員、小竹徳市元議員、稲葉常美元議員に議員在職20年以上の表彰状が贈呈されましたので、ここで伝達式をしたいと思います。

なお、本日稲葉常美さんは欠席となります。

宮本直志議員、小竹徳市さん、登壇席の前をお願いをいたします。

（表彰状伝達）

議長（水垣正弘君） ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

開 会

議事日程報告

諸般の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 八千代町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第4 議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 八千代町中小企業事業資金融資斡旋条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第6号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 議案第7号 八千代町道路の構造の技術的基準を定める条例
- 議案第8号 八千代町が管理する道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例
- 議案第9号 八千代町都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 議案第11号 八千代町準用河川条例
- 議案第12号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 八千代町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 日程第8 議案第15号 平成24年度八千代町一般会計補正予算（第5号）

- 議案第16号 平成24年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成24年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 平成24年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 平成24年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 平成24年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成24年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成24年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）

諸般の報告

議長（水垣正弘君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告をいたします。

次に、私のほうから議会議員研修視察の報告をいたします。去る1月23日、議会議員研修視察として、議員並びに町執行部から町長を初め、副町長、企画財政課長、生活環境課長等の参加をいただき、古河市の「日野自動車古河工場」及び笠間市の「エコフロンティアかさま」にて研修視察をまいりました。

日野自動車古河工場では、担当の方から会社概要、新工場計画、ノックダウン業務の工程などの説明を受け、その後現在稼働している工場内と工場拡張予定地を見学いたしました。

古河工場は、平成24年5月より稼働を開始し、現在約350人体制で、タイとインドネシア向けのノックダウン業務を行っております。

工場の建設に当たっては、歩車分離の思想のもと、車と人の動線を分けたつくりになっておりました。また、工場内ではコンテナを運ぶフォークリフトなどはバッテリー式のものを使用するなど、人と環境に配慮しておりました。

古河工場は、当町と隣接している場所にあります。今後の工場拡張や新規に社宅を建設する際の八千代町の優位性、発展性を執行部とともに訴えてまいりました。これからも継続的にPRしていただくことが重要だと考えております。

エコフロンティアかさまでは、担当者より施設概要の説明を受け、施設内を見学いたしました。

エコフロンティアかさまは、循環型社会の形成に向けた廃棄物の適正処理を推進するため、茨城県により建設され、平成17年8月より業務を開始しております。

廃棄物処理施設につきましては、高温ガス化直接溶融方式となっており、ごみを燃焼させて処理する方法ではなく、より高い温度でごみを溶かして処理する施設となっております。溶かす過程で発生する蒸気を利用した発電も行っております。施設の電気使用量をはるかに上回る発電をしており、余剰電力を売電し、施設運営資金に充てているとのことでございます。

最終処分場におきましては、表面を国の基準より上回る厚さで施工しており、発生する浸出水は、集水後、処理施設において目標基準以下に処理し、公共下水道に放流するなどの環境対策を図っております。また、東日本大震災以降、瓦れきや不燃物の搬入が増加しているとのことでしたが、搬入時において1台ごとに放射能検査を行い、万全の安全対策、環境対策をとり運営しておりました。

以上が研修の概要であります。議員各位には今後のまちづくりを議論する上で、今回の研修成果を十分生かされますようご期待を申し上げまして、報告いたします。

行政諸般の報告

議長（水垣正弘君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可をいたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成25年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

初めに、平成24年度八千代町総合表彰式についてご報告申し上げます。総合表彰式に

つきましては、八千代町ほう賞規則に基づき、町の進歩発展に功績のあった人、団体に
対し表彰するもので、例年3月下旬に実施しております。本年度は、3月21日木曜日午
前10時から、中央公民館大ホールにおいて実施いたします。議員各位におかれましても、
万障繰り合わせの上、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、消防ポンプ自動車の寄贈についてご報告申し上げます。本年度に更新を
しまして、廃車処分しました消防ポンプ自動車につきまして、フィリピン共和国ボホー
ル州ローエイ市に寄贈することになりましたので、ご報告申し上げます。

今回、消防車が不足しているフィリピン共和国の政府関係者の仲介によりまして、本
町の消防車1台と神奈川県大和市消防本部の救急車1台を寄贈することになっておりま
す。

4月下旬に私と関係者でローエイ市との友好交流を図るため、ローエイ市長に消防ポ
ンプ自動車を届ける予定になっておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い
申し上げます。

続きまして、防災活動車の交付についてご報告申し上げます。財団法人日本消防協会
により防災活動車として、8人乗りワンボックスカーが寄贈されることになりましたの
で、ご報告申し上げます。

この防災活動車は、消防の福祉共済や火災共済などの共済事業の一環として交付され
たもので、外装は赤い色で、散光式の赤色警光灯やサイレンが取り付けられております。

3月中には納車がされますので、八千代町消防団において本部員が火災現場に出向す
る場合や防火パレードでの広報活動を初め、水害や地震災害など幅広く使用することで、
防災活動に有効活用を図ってまいります。

続きまして、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙「契
約関係報告書」のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協
力をお願い申し上げまして、報告を終わりにします。

議長（水垣正弘君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（水垣正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、1番、国

府田利明議員、2番、大里岳史議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（水垣正弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

小島議会運営委員長。

（議会運営委員長 小島由久君登壇）

議会運営委員長（小島由久君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る2月25日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成25年第1回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。

関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から15日までの10日間とすることに議会運営委員会としては決定をした次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

議長（水垣正弘君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成25年第1回八千代町議会定例会の会期を本日より15日までの10日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より15日までの10日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より15日までの10日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町新型インフルエンザ等対策本部条例

議長（水垣正弘君） 日程第3、議案第1号 八千代町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町新型インフルエンザ等対策本部条例の提案理由についてご説明申し上げます。

国においては、新型インフルエンザ等の発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、平成24年5月11日「新型インフルエンザ等対策措置法」が制定され、同法第34条により市町村の対策本部の設置が義務づけられており、公布より1年の範囲内で定める日から施行されるため、平成25年5月までに条例の制定を求められているものであります。

また、法第35条、第36条、第26条において「市町村新型インフルエンザ行動計画」を定めることとなっているため、町の災害対策と関連させ、逐次整備してまいります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町新型インフルエンザ等対策本部条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町新型インフルエンザ等対策本部条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例の一部を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第4、議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、権限移譲により平成22年1月から町が実施してまいりました一般旅券の発給申請に必要な収入印紙及び茨城県収入証紙の購入及び売りさばき事務をさらに円滑かつ効率的に行い、町民の利便性を高めるため、また旅券以外にも使用したいとの町民の多様なニーズに応えるために、八千代町印紙等購入基金の額を100万円から200万円に改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたします。説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第5、議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成22年4月1日、県の医療福祉費助成制度が改正され、ゼロ歳から9歳児まで引き上げられましたが、第5次総合計画において掲げていた子育て支援施策の一環として、医療福祉制度の充実を図るため、12歳児までに拡大するものであります。

なお、関係機関との調整及び医療機関などへの周知やシステム改修等に期間を要するため、10月からの施行となります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 八千代町中小企業事業資金融資幹旋条例の一部を改正する
条例

議長（水垣正弘君） 日程第6、議案第4号 八千代町中小企業事業資金融資幹旋条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町中小企業事業資金融資幹旋条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この条例は、中小企業の者の事業資金の融資と、これに関する保証を強力にあっせんし、町内の中小企業者の円滑化を図ることを目的としております。

今回の改正につきましては、茨城県信用保証協会の「市町村中小企業金融制度要項」が改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴うものであります。

改正の内容につきましては、自治金融における運転資金の最高限度額を「500万円」から「1,000万円」に、また振興金融、自治金融の運転資金の融資保証あっせん期間を最長「5年」から「7年」にそれぞれ延長するものであります。

この改正により、町内の中小企業において、運転資金の限度額が引き上げられ、経済の活性化が図られるものと思われまます。保証の期間については、2年延長することにより、安心して融資を受けることができることとなります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町中小企業事業資金融資斡旋条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町中小企業事業資金融資斡旋条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第6号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第7号 八千代町道路の構造の技術的基準を定める条例

議案第8号 八千代町が管理する道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例

議案第9号 八千代町都市公園条例の一部を改正する条例

議案第10号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

議案第11号 八千代町準用河川条例

議案第12号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例

議案第13号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 八千代町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

議長(水垣正弘君) 日程第7、議案第5号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第6号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ

スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、議案第7号 八千代町道路の構造の技術的基準を定める条例、議案第8号 八千代町が管理する道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例、議案第9号 八千代町都市公園条例の一部を改正する条例、議案第10号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、議案第11号 八千代町準用河川条例、議案第12号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例、議案第13号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号 八千代町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、以上10件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第5号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第6号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、議案第7号 八千代町道路の構造の技術的基準を定める条例、議案第8号 八千代町が管理する道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例、議案第9号 八千代町都市公園条例の一部を改正する条例、議案第10号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、議案第11号 八千代町準用河川条例、議案第12号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例、議案第13号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号 八千代町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の提案理由について説明申し上げます。

地域主権改革を進めるため、平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第1次一括法」、また平成23年8月30日に公布された「第2次一括法」は、多くの法律を一括して改正し、主に地方公共団体に対する事務の処理またはその方法の義務づけの見直しを実現するものであります。

このうち、施設等の設置管理基準の見直しについては、これまで国の法令で定めていた基準の幾つかが自治体の条例へ委任されることとなりました。この際、条例で定めることとなる基準については、地方公共団体の自由裁量に委ねられるのではなく、法令を所管する府省が示す政省令の基準に沿って定めることとされております。

今回一括上程させていただきました、新たに町条例により定めることとなった基準は、介護保険サービス事業のうち、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業の運営基準、町道の構造の技術的基準、町道の道路標識等の寸法を定めるもの、都市公園及び公園施設の設置基準、公園のバリアフリー化に関する構造基準、準用河川に係る施設等の構造及び管理基準、公共下水道の排水施設の構造の技術上の基準、水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準であり、なお制定に当たっては、いずれの条例につきましても、国が示す踏まえるべき基準に沿った上で定めたものであります。

また、議案第13号の八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、今回の八千代町下水道条例の改正に伴い、引用箇所の条文のずれを改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げます、説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例から議案第14号 八千代町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例まで10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例から議案第14号 八千代町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例まで10件は原案のとおり可決されました。

-
- 日程第8 議案第15号 平成24年度八千代町一般会計補正予算(第5号)
議案第16号 平成24年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第17号 平成24年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第18号 平成24年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第19号 平成24年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
議案第20号 平成24年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第21号 平成24年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第22号 平成24年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(水垣正弘君) 日程第8、議案第15号 平成24年度八千代町一般会計補正予算(第5号)、議案第16号 平成24年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第17号 平成24年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第18号 平成24年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第19号 平成24年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第20号 平成24年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議案第21号 平成24年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第22号 平成24年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第15号 平成24年度八千代町一般会計補正予算（第5号）、議案第16号 平成24年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第17号 平成24年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第18号 平成24年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第19号 平成24年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第20号 平成24年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第21号 平成24年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第22号 平成24年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、議案第15号 平成24年度八千代町一般会計補正予算（第5号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第5回目の補正で、歳入歳出それぞれ3億775万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ74億211万7,000円とするものであります。

最初に、歳入の増額となる主な項目を申し上げます。市町村民税により町税4,887万5,000円、保育料徴収金により分担金及び負担金347万7,000円、国の大型補正に伴います幹線道路補修等の防災・安全交付金を含みます国庫支出金8,561万1,000円、繰越金1億2,850万5,000円、茨城県市町村振興協会市町村交付金を含みます諸収入3,787万1,000円、幹線道路補修事業債を含みます町債4,640万円をそれぞれ増額いたします。

減額する項目につきましては、地方譲与税337万2,000円、利子割交付金68万6,000円、使用料及び手数料16万円、県支出金1,445万7,000円、繰入金2,446万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出について、増額となる項目を申し上げます。総務費では、義務教育施設整備基金及び公共施設整備基金積立金を含みます財産管理費4,266万1,000円、財政調整基金積立金により財政調整基金費1億5,006万8,000円。

民生費において、国民健康保険特別会計繰出金を含みます社会福祉総務費5,251万円、障害者自立支援給付費を含みます障害者福祉費4,384万8,000円、保育所運営費委託料を含みます児童措置費1,490万6,000円。

土木費では、道路維持費においての国の大型補正にかかわる幹線道路補修工事請負費を初め、全体で7,813万1,000円を増額いたします。

次に、減額する主な項目について申し上げます。議会費においては、報酬及び共済費

を含みます692万7,000円。

衛生費においては、各種検診委託料を含みます予防費2,813万4,000円、妊婦乳児健康診査委託料を含みます母子保健費578万5,000円。

農林業費においては、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金を含みます園芸振興費852万2,000円、入沼上流地区県営かんがい排水事業費負担金及び県営畑地帯総合土地改良事業負担金を含みます農地費690万9,000円、憩遊館源泉揚湯ポンプ交換工事請負費を含みます農業構造改善事業費498万8,000円。

商工費においては、中小企業事業資金保証料補助金、観光資源調査業務委託料を含みます287万4,000円。

消防費においては、消防ポンプ自動車購入費を含みます361万3,000円。

教育費においては、給食センターのA重油用屋外タンク設置工事を含みます271万2,000円。

公債費においては、長期債利子による487万4,000円を減額いたします。

なお、第2表、繰越明許費については、国の経済対策における中結城地区県営畑地帯総合整備事業費負担金、また一級町道8号線道路改良に係る補償費、さらに国の補正予算に伴う幹線道路補修工事請負費等及び橋梁長寿命化対策事業にかかわる委託料であります。

第3表、地方債補正については、事業の追加、変更及び廃止によるものであります。

以上が平成24年度一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

続きまして、八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、第2回目の補正で、歳入歳出ともそれぞれ2億2,273万6,000円を追加し、総額31億8,794万4,000円とするものであります。

この内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、国民健康保険税9,143万3,000円を増額いたします。これは、主に現年度課税分と滞納繰り越し分であります。

国庫支出金1,723万4,000円を減額いたします。これは、療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金などに係るものであります。

療養給付費等交付金5,110万1,000円を増額いたします。これは、退職被保険者等にかかわる社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、変更通知によるものであります。

前期高齢者交付金3,611万3,000円を減額いたします。これは、前期高齢者等にかかわ

る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、変更通知に基づくものであります。

県支出金571万1,000円を増額いたします。これは、高額医療費共同事業負担金や財政調整交付金などにかかわるものであります。

共同事業交付金7,387万3,000円を増額いたします。これは、高額医療費共同事業交付金や保険財政共同安定化事業交付金にかかわるものであります。

繰入金5,396万5,000円を増額いたします。これは一般会計からの繰り入れによるものであります。

続いて、歳出について申し上げます。総務費46万3,000円を減額、これは総務管理費に係るものであります。

保険給付費2億305万2,000円を増額、これは療養給付及び医療費の増加によるものであります。

後期高齢者支援金等30万円増額いたします。

老人保健拠出金22万9,000円、介護納付金25万円をそれぞれ減額いたします。

共同事業拠出金2,100万6,000円を増額いたします。これは、社会保険診療報酬支払基金の納付金で、変更通知に基づくものであります。

保健事業費83万円を減額いたします。これは、特定健康診査実施事業に係るものであります。

諸支出金15万円増額いたします。還付加算金、退職被保険者に係るものでございます。

以上が八千代町国民健康保険特別会計（第2号）についての概要であります。

なお、今回の補正予算につきましては、平成25年2月26日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明申し上げます。

今回補正いたしました歳入につきましては、保険料収入、一般会計繰入金、繰越金、諸収入を計上いたしました。

次に、歳出については、一般管理費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金を計上いたしました。

この内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、後期高齢者医療保険料123万円、繰入金83万4,000円、諸収入95万9,000円それぞれ減額いたします。これは、保険料及び保険基盤安定繰入金を保険料の負担軽減額が通知されたことにより、減額いたしま

す。

繰越金153万2,000円を増額いたします。

続いて、歳出について申し上げます。総務費44万5,000円、後期高齢者医療広域連合納金34万6,000円、諸支出金70万円をそれぞれ減額いたします。これらは、保険基盤安定納付金、償還金及び還付金の減額でございます。

歳入歳出それぞれ149万1,000円を減額し、総額を1億5,017万円といたします。

以上が八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、「保険事業勘定」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、本年度第3回目のもので、保険給付費の当初見込みが減額になることに伴う国、県、支払基金等の負担額の変更を主な内容とするもので、歳入歳出予算の総額から396万4,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ14億1,608万5,000円とするものであります。

主な内容について、まず歳入から申しますと、保険料443万6,000円、使用料及び手数料2万3,000円、県支出金186万6,000円、繰入金56万3,000円、繰越金34万5,000円、諸収入30万7,000円を増額し、国庫支出金710万円、支払基金交付金440万4,000円を減額いたしました。

次に、歳出について申し上げます。総務費61万円、保険給付費300万円、地域支援事業費35万4,000円を減額いたします。

次に、「介護サービス事業勘定」についてご説明申し上げます。

歳入から申し上げますと、繰越金36万4,000円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。諸支出金36万4,000円を増額いたします。

以上が八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目のもので、歳入歳出それぞれ1,357万1,000円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億2,847万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金1,129万円を増額し、一般会計繰入金2,064万1,000円、社会資本

整備総合交付金242万円、土地区画整理事業債180万円をそれぞれ減額いたします。

歳出の内容は、総務費、一般管理費の人件費49万4,000円、負担金補助及び交付金の県営事業負担金420万円を減額し、土地区画整理費、第1工区区画整理事業費の工事請負費500万円を減額、補償補填及び賠償金52万3,000円増額し、土地区画整理費、第2工区区画整理事業債の委託料440万円を減額いたします。

なお、第2表、繰越明許費については、第1工区の家屋物件移転補償金及び第2工区の交付金による実施設計委託料を繰り越すものであります。

第3表、地方債補正につきましては、交付金の減に伴うものであります。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第3回目のもので、歳入歳出それぞれ29万7,000円を増額、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,594万円とするものであります。

補正予算の主な内容は、歳入におきまして繰越金の増額によるものであります。

歳出においては、農業集落排水事業管理費において、放射線測定単価が下がったため、委託料を減額、光熱水費として需用費を増額。

また、農業集落排水事業費においては、中結城東部地区の年度内事業量の確定に伴い委託料の減額、また職員の定期昇給に伴う一般職給料、共済費を増額するものであります。

また、中結城東部地区の国保補助事業に年度内未完了分が生じたため、5,562万8,000円を繰越明許費として平成25年度に繰り越しいたします。

以上が八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目のもので、歳入歳出をそれぞれ233万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,425万4,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入におきましては、繰入金、繰越金、町債を、歳出では事業費、公債費であります。

最初に、歳入について申し上げます。

繰入金におきましては、下水道基金繰入金537万円を減額いたします。

繰越金については、前年度からの繰越金723万3,000円を増額いたします。

公債費においては、下水道事業債420万円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、事業費におきましては223万7,000円を減額いたします。

公債費においては10万円減額いたします。

以上が八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目のもので、3条予算の収益的収入を709万8,000円を増額し、総額を4億923万9,000円に、収益的支出を2,192万9,000円を減額し、総額を3億5,713万5,000円とするものであります。

初めに、水道事業収益についてご説明申し上げます。営業収益において、給水収益で水道料金700万円、その他の営業収益で加入金等により200万8,000円を増額し、営業外収益については、雑収益で工事補償金の減額等により191万円を減額するものであります。

次に、水道事業費用について申し上げます。営業費用のうち、原水費で473万6,000円、浄水費119万8,000円、配水費950万1,000円、総係費683万1,000円をそれぞれ減額し、減価償却費13万7,000円を増額するものであります。

また、営業外費用においては、消費税20万円を増額するものであります。

続きまして、4条の資本的支出につきましては、契約差金等により施設費149万3,000円、資産購入費365万6,000円それぞれ減額し、総額を1億9,190万1,000円とするものであります。

以上が八千代町水道事業会計補正予算（第2号）の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、上野政男議員。

4番（上野政男君） 一般会計のほうでちょっとお尋ねいたします。

説明書の20ページの13番、諸費なのですが、345万円、これ国、県の補助金の返還になっていますよね。その返還金を一般財源から出ていますよね。内容をちょっと総務課長、教えてください。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 斉藤 実君登壇）

企画財政課長（斉藤 実君） 4番、上野議員のご質問にお答え申し上げます。

私への質問は20ページ、13の諸費の中に23の償還金利子及び割引料ということで345万円の増額をさせていただきました。この国県補助金の返還につきましては、主に福祉保健課で担当しております。障害者自立支援の給付金の交付金の返還というようなことになってございます。これにつきましては、事務監査等の報告書によりまして、補助金の使用について減額というようなことで、返還をさせていただいたような次第でございます。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） ほかに。

12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） 一般会計、補正です。5号、歳入のほうで町税の12ページですね。一番上、町税が普通徴収で3,000万円ですね。それから、特別徴収で800万円、法人税割で1,200万円増額になっていますが、説明をお願いします。税務課長かな。

議長（水垣正弘君） 税務課長。

（税務課長 青木良夫君登壇）

税務課長（青木良夫君） 12番、宮本議員の質問にお答えしたいと思います。

町税関係でございますけれども、個人関係で徴収には普通徴収、いわゆる納期が年4回に分けて納めてもらうもの、それから特別徴収ということで給与等から毎月納めていただくものでございますけれども、個人については3,800万円です。その数字につきましては、12月末現在の徴収実績等を参考にいたしまして、増額補正させていただきました。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） ページの一般会計のほうから。32ページかな。一番右の下にある499万8,000円のいわば減額補正がなされているわけですが、これに至った経緯だけちょっとお願いできればありがたいです。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 浜名 進君登壇）

産業振興課長（浜名 進君） 13番、大久保議員の質問にお答えしたいと思います。

これにつきましては、憩遊館の揚湯ポンプの改修工事でございます、契約差金で減額したものでございます。

もう一つ、雷が落ちましたやつは、462万円ですか、契約差金という形で減額させてもらっています。

議長（水垣正弘君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 今課長のほうからお聞きしたのですが、この単なるポンプ取りかえだけでいきますと450万円からの差金なのですが、これは何か大きな、そのものに対する当初の考え方と違うことがあって、金額的に2,000万円の話が四百何万円の差金ではないと思うので、1,000万円以下の多分当初補正か何かで、一般会計かな、あれ組んだ予算の中の差額金で455万円というのは、あの当時の話では外国製と日本製との違いとか、いろんなあるという話をちらっと質問の中で答えていたように聞こえるのですが、単なる入札におけるいわば差金なのか、それとも何らかの今言ったような大きなポンプそのものの性質そのものが何らか違ったことによってこれだけに、450万円の差金のできたのか、それだけちょっとお聞きしたいと。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 浜名 進君登壇）

産業振興課長（浜名 進君） 13番、大久保議員の質問にお答えします。

ポンプに関しましては、当初入っていたもの、壊れたものはアメリカのレダー社のものが入っておりました。そのもので見積もりをしまして、1,400万円の最初見積もりがございました。それで結構金額が大きいもので、国産を視野に入れたという形で、そのメーカーにとらわれず、同じ性能のものは国産ではないか、あるいは外国製でもいいので、同じ性能のものでもうちょっと安いものはないかということで入札を行いましたところ、ちょっとメーカー名のほうは資料持ってこないですのであれなのですが、レダー社ではないのですが、別のメーカーで同じもの、同じ性能のものが入るということで、そちらのほうが格安であるということで、そちらのほうに決めさせていただきまして、差金が出たというふうな状況でございます。

（「国産のもの」と呼ぶ者あり）

産業振興課長（浜名 進君） いえ、外国製でございます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 私理事長なので、見積もりとったら、茨城温泉開発は外国製より高かった。見積もり3社だと思ったが、入札やったら、茨城温泉もとられたら大変なので、安く入れて四百何十万円差金できたということでありまして、茨城温泉も人にとられては大変、せっかく自分で掘った井戸なので、安くやったということで、入札差金であります。

以上です。

13番（大久保敏夫君） わかりました。

議長（水垣正弘君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 平成24年度八千代町一般会計補正予算（第5号）から議案第22号 平成24年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）まで8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成24年度八千代町一般会計補正予算（第5号）から議案第22号 平成24年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）まで8件は原案のとおり可決されました。

議長（水垣正弘君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

(午前 1 1 時 3 1 分)